

令和 4 年 1 2 月 8 日

保護者 様

園長 大 石 静 枝

インフルエンザによる出席停止の手続きの変更について

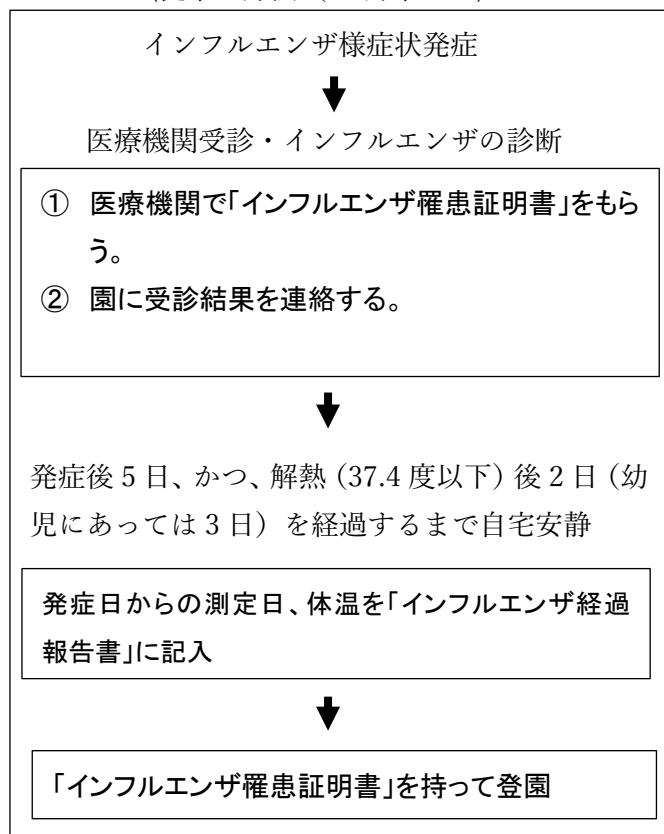
今冬の新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた医療機関のひっ迫を回避するため、令和 4 年 12 月から市内の保育施設・小学校・中学校では、インフルエンザによる出席停止の手続きが変更されます。

主な変更点は、医師による「インフルエンザ罹患証明書」の発行が廃止になり、「インフルエンザ経過報告書」の様式に、保護者の方が必要事項を記入するのみとなります。

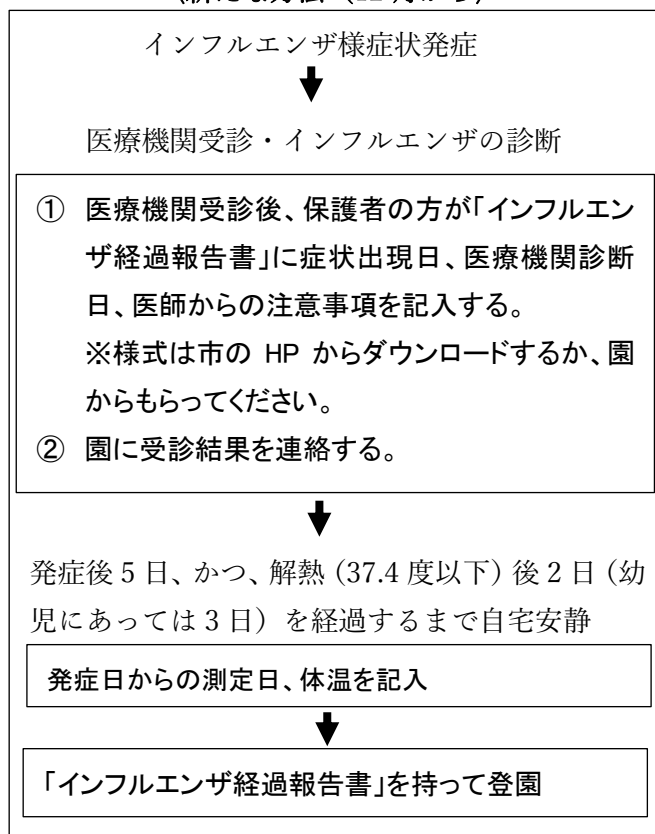
なお、手続きの変更は「インフルエンザで医療機関を受診する場合のみ」となり、その他の感染症で出席を停止する場合は、従来どおりの対応となります。

記

〈従来の方法（11 月末まで）〉



〈新たな方法（12 月から）〉



※掛川市内・菊川市内・御前崎市内の医療機関は同じ対応となります。

不明な点はお問い合わせください。

担当：渡邊 由起子

電話：4 8 - 0 7 0 7